

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「事業契約書（案）」に関する質問・回答

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字			
116	用語の定義	1	4					「構成員」という単語の定義が為されておられません。 応募企業又は応募グループのうち特別目的会社への出資を伴い、且つ事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定しており企業のうち、SPCに出資するものという理解でよろしいでしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
117	「本事業」の概要	4	5	5				建設工事および工事監理の実務を進めるうえでは、本事業契約書（案）に定めのない公共工事請負契約約款の規定が必要と思われます。そこで、「甲が適当と判断した場合」の解釈としては、事業契約書（案）や入札説明書等と矛盾・齟齬がない限り、公共工事請負契約約款が用いられると考えてよろしいでしょうか。	本事業契約書（案）等に定めがなく、矛盾・齟齬がない場合は、「愛知県建築設計業務委託契約約款」及び「愛知県公共工事請負約款（建設工事事用）」を準用することを想定しています。
118	「本事業」の概要	4	5	5				「甲が適当と判断した場合」とは、「事業契約書（案）」、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」の記載と「愛知県建築設計業務委託契約約款」及び「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）」との記載に、齟齬・誤謬がない場合との理解でよろしいでしょうか。	No. 117の回答を参照してください。
119	「本事業」の概要	4	5	5				設計業務及び建設業務の実施について、本契約、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」に定めのない内容は、甲が適当と判断した場合には、愛知県建築設計業務委託契約約款及び愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）の定めに従うものとしますが、甲が適当と判断した場合は、具体的にどのような場合でしょうか。また、愛知県建築設計業務委託契約約款及び愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）が適用されない場合は協議によって決定されるのでしょうか。	前段の質問について、No. 117、No. 118の回答を参照してください。 後段の質問について、ご理解のとおりです。
120	要求水準の変更	6	11	1	(3)			「甲の事由により乙の業務内容の変更が必要なとき」は要求水準の変更を行うとありますが、甲の事由によって、要求水準以上の業務内容が追加となる場合（清掃対象外諸室の条件変更による清掃実施など）は、要求水準の変更を行い当該作業に伴うサービス対価を増額するという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の増額を伴う要求水準の変更はご理解のとおりです。
121	「本施設」の設計	7	15	5				「本施設」の設計の全部又は一部について何ら責任を負担しない。とございますが、基本設計は事業者の業務外となっておりますので、この一文の変更もしくは除いていただくことはできませんでしょうか。	万一、基本設計に不備がある場合は県に報告し、対応を協議の上、実施設計を行ってください。
122	事前調査	7	16	4				事前調査結果について乙が全て責任を負うものとし、調査結果の誤り、調査計画の不適正等により生じる「本施設」の整備及び「維持管理業務」に関する費用の増加は県の費用負担と認めていただけませんか。	事業者が実施した調査の結果については事業者が責任を負うとの考えであり、本項のとおりとします。
123	設計の変更	9	20	3	(1)			「甲がこれを負担する」とありますが、将来の維持管理費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務の追加的な費用が発生する場合は県がこれを負担し、費用の減少が生じた場合は、サービス購入料の支払額を減額することがあります。
124	「本施設」の建設	10	22	2				『甲（工事監理企業を含む。…）』という記載について、甲に工事監理企業が含まれているため、工事監理企業に通知をすれば、甲に対する通知は不要になると考えてよろしいでしょうか。	建設工事監理事務の手引き（平成23年度版 愛知県建設部）に準じ、工事監理企業を通じて県に通知することとなります。
125	第三者による実施（建設工事）	10	24					本条は、建設企業の下請企業に対し下請させる場合は、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	本条は、建設企業（「建設を担当する構成員等」）及び下請企業（「建設を担当する構成員等」以外の者）に適用されます。
126	「解体・撤去施設」の解体・撤去等の実施	11	26	1	(3)			要求水準書において、「既設施設」の改修および耐震改修工事に関する記載はどこにあるのでしょうか。	要求水準書P9の第3・4（1）ウの「現本館・研究棟については、建物解体までの間、現耐震性能を確保すること。」が耐震改修工事に該当し、P12の第3・5（2）ア（ウ）bの「対象施設への既設の供給処理設備（電気、ガス、上下水道）の末端処理を実施する。」など、既存施設の機能を維持するための建設工事が改修に該当します。また、基本設計図書にも必要な内容を記載しています。
127	建設に伴う近隣調整	11	29	3				近隣調整について、本条第1項の近隣説明とは別に第3項に『合理的に要求される範囲の近隣調整』を行うとの記載がありますが、これは具体的に何を想定しているのでしょうか。	近隣調整については、設計業務計画書、調査業務報告書及び施工計画書に基づき合理的な内容を実施することになります。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字			
128	建設に伴う近隣調整	11	29	3				3項にて、「乙は、自己の責任及び費用において、合理的に要求される範囲の近隣調整を行わなければならない。」とあり、7項にて「近隣調整の結果乙に生じた費用については、第5項但書の適用があるものを除き、全て乙負担する。」とありますが、工事の施工に伴い善管注意義務を果たしても通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により近隣に損害を及ぼしたときは、合理的に要求される範囲を超えるものとし、甲がその損害を負担するものさせていただけないでしょうか。	近隣に損害等を及ぼすことが予見される場合は、その段階で直ちに県と協議してください。また、万一、具体的な事象が発生した場合には、第29条、第39条等に基づき、対応するものとします。
129	建設に伴う近隣調整	11	29	5				「本施設」の設置そのものに対する住民等の反対による時又は甲が「入札説明書等」で定めた「本施設」の設計条件に直接起因するものであるときは、事業計画の変更により生じる費用及び乙に生じた損害は合理的な範囲で甲が負担するものとする」とありますが、民間事業で使用している民間連合約款のように、契約の目的物にもとづく日照障害、風害、電波障害その他甲の責めに帰すべき事由により、近隣住民との間に紛争が生じたとき、または損害を近隣住民に与えたときは、「本施設」の設計条件に直接起因するものとし、甲がその処理解決にあたり、近隣住民に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担するものさせていただけないでしょうか。	No. 128の回答を参照してください。
130	甲の完工確認	13	35					本条で、県による新施設に対する完工検査が定められておりますが、事業契約書第26条で規定される「建設工事」については、適用されないとの理解でよろしいでしょうか（第26条規定の手続により、工事完了が確認されるとの理解でよろしいでしょうか。）。	ご理解のとおりです。
131	工期の変更等に係る費用負担	14	38	1				乙の責めに帰すべき事由により「完成予定日」及び「引渡予定日」が変更されたことに伴い甲に損害が発生した場合は、乙は、甲に発生した損害額に相当する金額を甲に支払うとありますが、甲に発生した損害額とは、相当因果関係内の損害額という解釈でよろしいでしょうか。	県が適当と判断した場合は、「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）」の定めを準用するものとします。
132	第三者に対する損害賠償	14	39	2				「建設工事」の実施により第三者に損害を生じさせた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するとありますが、施工について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、甲の負担とさせていただきますでしょうか。また、契約の目的物にもとづく日照障害、風害、電波障害等も甲の責めに帰すべき理由となるとの解釈でよろしいでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにより判断します。なお、第三者に損害等を及ぼすことが予見される場合は、その段階で直ちに県と協議してください。
133	「不可抗力」による損害	15	40	1				本条および別紙10にて、新施設の引渡し前における不可抗力による損害が定められておりますが、当該損害の額の算出方法として、「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）」第3条第5項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	県が適当と判断した場合は、「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）」第30条第5項の準用を想定しています。
134	「不可抗力」による損害	15	40	1				数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）」第3条第6項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	県が適当と判断した場合は、「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事事用）」第30条第6項の準用を想定しています。
135	かし担保	16	43	2				かしが故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合は、当該請求を行うことができる期間は10年とする。とございますが、愛知県公共工事請負契約約款通り2年としていただけませんかでしょうか。	本項のとおりとします。
136	かし担保	16	43					第43条では、新施設のかしは事業者がかし担保を負うものとされています。基本設計に起因するかしが見つかった場合、事業者が基本設計者に補修の請求あるいは損害賠償の請求を求めることは、当事業契約によらずに可能と考えてよろしいでしょうか。	想定していませんが、基本設計によるかしは実施設計において解消されるものと考えております。
137	見学者対応等	17	50	1				見学はどのくらいの頻度で実施される予定でしょうか。	現時点では未定ですが、県及び事業者の支障がない範囲で受け入れることを想定しています。
138	見学者対応等	17	50	2				事業者は見学者への対応に協力するとの記載がありますが、事業者は本施設に関して説明できる者等を常駐させなければならないのでしょうか。	事業者が見学者対応のためだけの現地従事者を常に配置する必要はないと考えております。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字			
139	見学者対応等	17	50	2				「2 乙は、「維持管理業務」の障害とならない限り、甲が行う「本施設」の見学者への対応に協力して施設見学者への説明等を行うものとし～」とありますが、前提条件として維持管理業務の遂行を最優先と考え、業務に支障を来さない場合の協力という認識でよろしいでしょうか。	見学者からの要望があれば、可能な限り協力することを原則とします。なお、No. 59の回答をあわせて参照してください。
140	近隣対策	18	51	1				『合理的に要求される範囲の近隣対策』とは具体的に何を想定されているのでしょうか。	「維持管理業務仕様書」及び「維持管理業務計画書」の作成時に、その時の状況を踏まえて、合理的に必要な内容を決めていくこととなります。
141	第三者に及ぼした損害等	19	54	2				乙が「維持管理業務」の実施により第三者に損害を及ぼした場合、乙は当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。但し、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除くとありますが、「甲の責めに帰すべき事由により」を「乙の責めに帰さない事由により」に変更いただけませんかでしょうか。	本項のとおりとします。
142	第三者に及ぼした損害等	19	54	3				通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も前項と同様とありますが、乙が善管注意義務を果たしても通常避けることができない理由による第三者損害につきましては、甲の負担とさせていただきませんかでしょうか。 また、甲乙どちらの責めにも帰さない理由による第三者損害につきましては、都度協議の上、甲乙双方の負担額を決定させていただきませんかでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにより判断します。
143	第三者に及ぼした損害等	19	54	3				3 「維持管理業務」の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合、当該第三者に対して賠償をしなければならないとありますが、維持管理業務の責めに帰するものという理解よろしいでしょうか、	本項に規定のとおり、県の責めに帰すべき事由により生じたものは除きます。なお、第三者に損害等を及ぼすことが予見される場合は、その段階で直ちに県と協議してください。
144	「本施設」の修繕	20	61	3				維持管理業務計画書にない修繕のうち、当該計画書作成時点では事業者が予見し得ない修繕（県側から提供された資料が不足していたために計画できなかった修繕、客観的には分からない経年劣化に伴う修繕など）を行った場合は、サービス購入料Cは増額されると考えてよろしいでしょうか。	具体的な状況を踏まえ、事前（修繕実施の前）に協議の上、決定します。
145	期間満了時の「本施設」の状態	22	70	1				本条における『「要求水準書」に規定された状態』とは、『「要求水準書17頁2(3) および20頁3(3)」』で定められた要求水準との理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 第4 維持管理業務要求水準」に規定された状態です。
146	その他契約終了時の事務	22	71	2				乙は、甲の指示するものに、必要な引継ぎを行わなければならない等の記載がありますが、この引継ぎ期間は何カ月見込めばよろしいのでしょうか。	準備期間を含めて2ヶ月程度を想定しています。
147	引渡し後の解除の効力	24	77	2				本項における「前項による使用開始の状態への復旧」とは、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示ください（前項では、使用開始の状態への復旧を規定していないと思われます。）。	「、若しくは前項による使用開始の状態への復旧が不十分と認め」を削除します。
148	違約金等	25	78	1	(3)			公共工事標準請負約款の場合、解除に伴う損害賠償の定めのみで違約金の定めはないと思われませんが、本契約においても解除に伴う損害賠償のみとして頂けないでしょうか。	本項のとおりとします。
149	違約金等	25	78	1	(3)			「新外構施設等」の引渡し後に解除された場合の違約金が「「サービス購入料C」のうち契約解除の時点で支払いを終えていない金額の10%に相当する額」とされておりますが、運営が伴わない本事業の性格を考慮しますと、違約金額が過大ではないでしょうか（維持管理が中心の事業では、維持管理に係るサービス購入料の年額の10%が一般的だと見受けられます）。違約金額に応じてSPCのエクイティ等が設定されるため、違約金が高額になると結果的に入札価格の上昇につながる可能性があります。事業の性格を鑑み、違約金額のご再考をお願いいたします。	本号のとおりとします。
150	違約金等	25	78	1	(3)			「サービス購入料C」のうち契約解除の時点で支払を終えていない金額の10%に相当する額を支払うとありますが、事業期間における支払が終えていない金額の10%の場合、事業者の負担が大きく過度な負担となり参加企業が少なくなることが考えられます。他のPFI案件と同様に「当該年度の維持管理費用相当額の10%」程度として頂けないでしょうか。	No. 149の回答を参照してください。
151	通知等	25	81	1				第81条と第11条の相異点について、具体的にどのようなことを想定していらっしゃるのかご教示願います	第11条に基づき、県が事業者と協議を実施している、又は協議を実施し要求水準書を変更したものは本項の対象としないとの趣旨です。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字			
152	協議及び追加的な費用の負担等	26	84	1				第84条と第12条の相異点について、具体的にどのようなことを想定していらっしゃるのかご教示願います	質問は「第84条と第11条の相違点」と思われますが、第11条に基づき、県が事業者と協議を実施している、又は協議を実施し要求水準書を変更したものは本項の対象としないとの趣旨です。
153	「不可抗力」への対応	27	85	1 2				1. 乙は、当該「不可抗力」の影響を早期に除去すべく、「要求水準書」で求める範囲内で対応を行うものとする。2. 前項の対応に要する費用は乙の負担とし、前条第2項の損害又は追加的な費用には該当しないものとする。とありますが、上記対応費用につきまして、別紙10に定める不可抗力が生じた際に乙の負担する額を超える部分につきましては、甲の負担とさせていただきますでしょうか。	本条では非常時、緊急時、災害時において、要求水準書で求める範囲内で対応を行うことを規定したもので、本項のとおりとします。
154	別紙6 モニタリング及び違約金等	41		2				「表 事業運営において明らかに重大な支障がある場合の例」に「定期点検の未実施」、「保守管理、安全措置の不備による人身事故」、「本施設」の損壊の発生等」とありますが、上記事象は県の了解のもと点検実施月を変更した場合や、十分な予防保全を行っていたうえで、設備自体の固体差によって発生した事故等は除き、故意による不備等によって生じた事象という認識でよろしいでしょうか。	故意のほか、事業者の責めに帰すべき事由による場合が該当します。
155	別紙6 モニタリング及び違約金等	43		3				県からは是正勧告及び注意を受けた場合、速やかに対処し要求水準を満足する状態になったとしても、違約金ポイントは発生するのでしょうか。	事業運営において明らかに重大な支障・不具合がある場合に限りです。
156	別紙7 「サービス購入料」の支払	44		1				「サービス購入料A」に含まれる費用として、「新本館・研究棟等」の引渡しから供用開始までの維持管理に係る業務がありますが、当該期間において維持管理を起因とした要求水準に抵触する事象を発生させてしまった場合、供用開始までの3ヶ月間のサービス購入料を対象として違約金ポイントが付与されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	別紙7 「サービス購入料」の支払	44		1				「サービス購入料C」の支払方法として、総額を15分割して15年にわたり均等支払とありますが、修繕費用に関しては、長期修繕計画に基き年度に応じた修繕作業を行っていくことから、年度別の修繕費用に乖離が生じます。当該費用の増減を均等支払にしてしまうと、税金分を加味した形で経費を計上するため、サービス購入料の上乗せとなり、県の負担となるため修繕費用に関しては、均等支払でなく事業者が提案した支払計画としていただけないでしょうか。	財政負担の平準化を図ることを目的としてこのような支払方法としています。
158	別紙8 「サービス購入料」の改定方法	48		1				昨今の急激な建設資材等の高騰（鋼材や燃料等）等を鑑み、全体スライド条項及びインフレスライド条項に加えて単品スライド条項の適用を検討頂いておられるかご教示ください。	事業契約書（案）別紙8「サービス購入料」の改定方法1「施設整備費相当分」の改定⑤に規定しています。
159	別紙8 「サービス購入料」の改定方法	48		1		①		事業提案書提出時（2016年6月）から本契約締結の間の物価変動等により「施設整備費相当分」が不適当となった場合でも、事業者は施設整備費相当分の変更を請求できると解釈してよろしいでしょうか、又は変更して頂けないでしょうか。また、仮に、事業者の責めによらず、本契約の締結が遅延した場合、遅延期間中に発生した物価変動等により「施設整備費相当分」が不適当となったときも、事業者は施設整備費相当分の変更を請求できると解釈してよろしいでしょうか、又は変更して頂けないでしょうか。	事業契約書（案）別紙8「サービス購入料」の改定方法のとおりとし、サービス購入料の改定の対象となるのは、本契約締結後とします。
160	別紙8 「サービス購入料」の改定方法	48		1		①		『本契約の締結の日から12か月を経過した後…』とありますが、起算日を事業提案書提出時（2016年6月）にして頂けないでしょうか。	本項のとおりとします。
161	別紙8 「サービス購入料」の改定方法	48		1		①		「施設整備費相当分」について、賃金水準や物価変動を図る指標として特に記載はありませんが、季報等の刊行されている資料等に基づいて協議するということがよろしいでしょうか。	県の公共工事と同様に取扱う予定です。
162	別紙8 「サービス購入料」の改定方法	48		1		①		「施設整備費相当分」が不適当となったと認めた場合において、協議に応じなければならないと規定されておりますが、実際には、愛知県公共工事請負約款第26条第2項と同様に『請負代金額の変更に応じなければならない』と考えてよろしいでしょうか。	「施設整備費相当分」が不適当となったと認めた場合には、事業契約書（案）別紙8「サービス購入料」の改定方法のとおりとします。
163	別紙9 法令変更による追加的な費用の負担	51				④		①ないし③以外の「法令等」の制定・改正の場合とは具体的にどのような法令の制定・改正を想定されていますでしょうか。	例えば、法人税の改正が該当します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字			
164	別紙9 法令変更による追加的な費用の負担	51				④		①ないし③以外の「法令等」の制定・改正の場合、乙が費用を100%負担すると思いますが、乙の責めに帰さない事由による追加費用負担につきましては、都度協議の上、決定させていただきませんか。	具体的な状況を踏まえて判断します。